

滋賀県

工業用LPガス料金 負担軽減支援金 のご案内

工業用LPガスを利用する県内の中小企業等を対象として、
エネルギー価格高騰に伴う負担軽減を図るため、支援金を給付します。

受付期間

令和8年**10月13日(火)**~**11月20日(金)**

対象期間 令和8年



7月~9月の
期間に購入し、
納品された量

支援額 対象期間の 購入量に対して、



13円/kg

※販売数量の単位が㎡の場合は、
以下のとおりkgに換算すること。
プロパンガス1㎡=1.992kg、ブタンガス1㎡=2.817kg

対象事業者 滋賀県内の 事業所で



工業用LPガスを
利用している
中小企業等
であること

申請から支給までの流れ

オンライン申請

※オンライン申請が困難な場合は、
郵送による申請も可能です。



事務局にて審査

※必要に応じて、追加書類の提出を
お願いすることがあります



給付の決定



指定の口座に振込



申請方法

原則として**専用WEBページ**から**申請**してください。

オンライン申請が難しい場合は、郵送でも受け付けます。
申請書などは専用WEBページからダウンロードできます。

<https://jimukyoku.site/shiga/kogyoyoulpgas/index.html>

専用WEBページ



9月30日より
閲覧可能



Q1

「工業用LPガス」とは、何ですか？

A. 本事業において「工業用LPガス」とは、次に該当しないLPガスのことです。

① 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第2項に規定する一般消費者等が消費するLPガス

(例) ・一般家庭が使用するLPガス

・暖房や冷房、飲食物の調理のための燃料として業務の用に消費するLPガス
(飲食業、宿泊業等)

・蒸気の発生、水温の上昇のための燃料としてサービス業の用途に消費するLPガス
(公衆浴場業、宿泊業等)

② 高圧ガス保安法の適用を受け、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業に消費するLPガス (タクシー等)

③ 高圧ガス保安法の適用を受け、貨物自動車運送事業法第2条に規定する貨物運送事業に消費するLPガス (トラック等)

Q2

中小企業者の定義は何ですか？

A. 中小企業基本法に定める中小企業者は以下の表のとおりです。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

Q3

工業用LPガスを利用しているか分からないのですが、 どのように確認すればよいですか？

A. 本事業における「工業用LPガス」とは、Q1のAに記載しているとおりです。

お手持ちの資料で確認ができない場合は、ガス販売事業者に直接お問い合わせください。

Q4

ガス使用量をどのように算出しますか？

A. 令和8年7月から9月までの期間に納品されたガスの購入量 (毎月検針を行っている場合は7月から9月まで又は8月から10月までの連続する3か月間の各月に実施される3回分の定期検針に係るガスの購入量) を使用量とみなします。なお、対象期間中に残量処理等の理由により返還分 (マイナス分) が発生している場合には、その分を使用量から差し引きます。

【支援金対象外となる事業者 (例)】 詳細は給付要綱または申請要領をご確認ください。

大企業 (みなし大企業を含む) / 国および地方公共団体の施設を管理・運営する者 / 法人税法に規定する公共法人 / 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者 / 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者 / 暴力団または暴力団員が役員としてまたは実質的に経営に関与している事業者 / 特別高圧電力の電気料金の負担軽減を目的に滋賀県が実施する他の支援制度で給付を受ける者 など

この支援金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

お問い合わせ

滋賀県特別高圧電力・工業用LPガス料金負担軽減支援事業事務局

☎ 050-1753-1724

受付時間平日 09:30 ~ 17:00 (土日祝は除く)

E-mail shiga-tokubetsukouatsu-lpgas@jimukyoku-public.jp

※令和8年10月5日(月)から開設予定